

平成 23 年 8 月 19 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部消費者行政課 御中

郵便番号	105-0003
住所	東京都港区西新橋1-1-3 東京桜田ビル4階
氏名	社団法人電気通信事業者協会
電話番号	(03)3502-0991

## 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言(案)に対する意見

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言(案)に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS 事業者の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

### 【総論】

私共携帯電話・PHS 事業者は、青少年インターネット環境整備法の趣旨を踏まえ、フィルタリングサービスの推進や携帯電話インターネットに関する各種啓発活動等、青少年が安心・安全にインターネットが利用できるような環境づくりに取り組んでまいりました。特にフィルタリングサービスについては認知度の向上とともに加入数も順調に推移し、普及に向けた取り組みが功を奏しているものと考えます。

一方、社会生活において必要不可欠なインフラとしてのインターネットの重要性は日々高まっており、青少年インターネット環境整備法の趣旨を踏まえると、基本理念のもう一つの柱である青少年におけるインターネットを適切に活用する能力(リテラシー)の習得を目指した取り組みを推進することが、現在において最重要と考えます。

その際、青少年のリテラシー向上の度合いを測るための新たな指標・基準を策定の上、取り組みを進めることが必要です。フィルタリングサービスにおいては、携帯電話・PHS 事業者にて同サービスの加入者数・加入率といった定量的な数値を公表し、成果の可視化を進めたことが順調な普及を促したと考えられ、リテラシー向上においても同様に成果の可視化を可能とする基準の策定が重要です。

加えて、青少年のリテラシー向上のためには、子どものインターネット利用に対する保護者自身の意識及び知識の向上が求められ、保護者等に対する実効性のある普

及啓発も必要と考えます。

以上の取り組みを着実に推進するためにも、新たな関係者も含め、関係者間の適切な役割分担を行うとともに、各々が責任を持ってその役割を果たすことが必要と考えます。

#### <p.21 ④民間主導と行政の支援について>

安心・安全なインターネット利用環境整備にあたっては、「まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する」という基本方針のとおり、関係省庁の協力を賜りつつ、民間が自主的な取り組みを進めるという構図を引き続き維持すべきと考えます。

#### <p.21 ⑤有害性の判断への行政の不干渉について>

「いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。」という基本方針は、表現の自由の確保の観点から、引き続き維持すべきものと考えます。

#### <p.22 ○リテラシーが十分でない保護者への対応について>

フィルタリングの使用/不使用等、青少年のインターネット利用に関しては、まずは保護者の判断を尊重すべきという点に賛同いたします。

フィルタリングの要否に関しては、保護者の適切な判断に資する情報を十分に提供できるよう、携帯電話・PHS事業者としてもこれまでの取り組みを継続する所存です。

なお保護者に対する啓発活動としては、携帯電話契約時の説明強化等の一時的な取り組みだけでなく、子どものインターネット利用に対する保護者自身の意識及び知識の向上に向けた、継続的かつ実効性のある普及啓発が必要と考えます。

#### <p.25 ○フィルタリングの普及率とインターネットリテラシーに関する指標について>

保護者及び青少年のインターネットリテラシーに関する指標を政策ターゲットとすることについて賛同いたします。

社会生活において必要不可欠なインフラとしてのインターネットの重要性は日々高まっており、青少年におけるリテラシーの習得を目指した取り組みを推進することが現在において最重要と考え、そのためにもリテラシーに関する指標の整備、定期的な公表等、成果の可視化を進めることが不可欠と考えます。

#### <p.57 スマートフォン上のアプリケーションソフトへの対応について>

スマートフォン上のアプリケーションソフトへの対応を検討するにあたっては、携帯電話事業者や CGM 事業者の他、プラットフォーム事業者や携帯電話端末製造事

業者等の新たな関係者も含め、関係事業者間の適切な役割分担が第一に必要と考えます。

以上